

1 目的

生活道路等の整備に関する要望方法等について、今までは特段のルールを設けず、各地区からその都度様々な形で要望を受けておりましたが、限られた財源の中で効率的・効果的及び計画的な事業執行と透明性を確保することを目的として、手引きを作成しました。要望箇所の整備については、事業の評価基準を明確にし、町の財政状況も考慮した上で選択と集中により実施していきます。

2 対象となる主な要望項目

(1) 道路改良（農林道含む）

道路の利便性向上を図るため、新設、拡幅、舗装、側溝や歩道の整備等を一体的に実施するもの。

(2) 舗装新設、現道舗装、補修（農林道含む）

未舗装の道路において、用地境界にとらわれることなく現在の利用幅を維持したまま舗装を行うもの。（用地買収等を行わない）

舗装道路において、経年劣化により路面損傷の著しい舗装を打ち換えるもの。

(3) 道路側溝新設、補修、改良

路面の排水が民地に流れ込む恐れがある道路などについて、側溝を整備するもの。（道路側溝が未整備、排水機能が著しく喪失しているなど）

(4) 農業用施設（用排水路・取水堰等）補修、改良

用排水路等の未改良又は著しい損傷により、用水機能又は排水機能が失われている場合に、コンクリート製の側溝を新たに敷設、又は敷設替えする必要があるもの。

- ・受益者負担について...農業用施設(農道を除く)について工事費の5%負担があります。
- ・関連する他事業の活用について...中山間地域直接支払事業と多面的機能支払事業を実施している地区については、事業内容に応じて交付金での対応を優先とします。

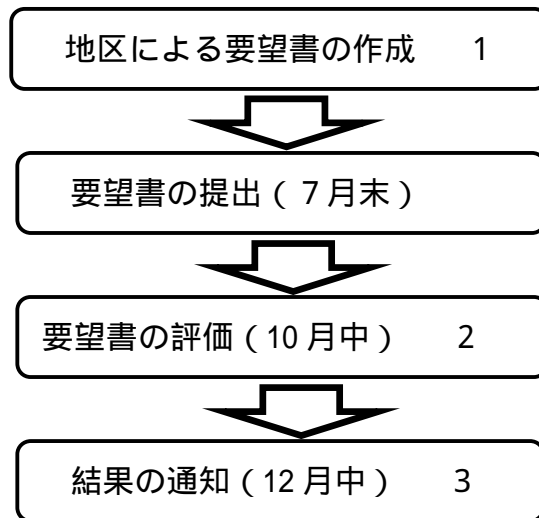
(5) その他

流雪溝、防雪柵の整備など(1)～(4)に含まれないもの
私道(公図に道・水路敷き(官地)が無い場合等)は対象外となります。

- ・緊急修繕等について...道路の穴埋め・水路修繕等、緊急対応が必要な要望に対しては、従前どおり個人や口頭による要望であっても、随時対応しますのでご連絡をお願いします。
- ・維持修繕時の重機リースについて...地区が実施する緊急の修繕等で重機をリースしたい場合などは、事前に各担当課に相談してください。
- ・国県道等の要望について...国・県道、砂防・治山事業に対する要望は、従前どおり町を通して要望してください。なお、緊急性の高い事案は、直接南会津建設事務所管理課(62-5318)又は南会津農林事務所(62-5381)へご連絡ください。
- ・国・県補助金等による例外について...臨時的な国・県の補助金や特定された財源が新たに発生した場合、優先順位にとられず、採択要件等により事業化されることがあります。

3 手続全体の流れ

要望書の作成から評価結果の通知までの全体の流れは以下のとおりです。



1...改良等の要望につきましては、個人からの要望ではなく、地区から優先順位を付けて要望をしてください。(緊急修繕は除く)

2...「要望書の評価」については、要望書を受理後、各担当課において現地を確認のうえ、速やかに評価を実施します。その際、現地案内を依頼する場合があります。

3...「結果の通知」については、当該評価の妥当性を審査し、要望内容の評価結果をお知らせします。そのため、要望書の提出にあたっては、結果の通知まで一定の期間を要することになります。

4 手続について

要望書の作成については、生活道路等の整備に関する要望書(様式有)に必要な事項を記入して提出してください。

その際、添付書類として案内図や現況写真、内容によっては同意書等を併せて提出してください。

要望書については、本手引きに記載しました事業化の検討における注意事項等をご理解のうえ作成願います。また、提出にあたっては、必要に応じて事前に各担当課までご相談くださるようお願いいたします。

5 要望書提出後について

要望書の提出後は、整備の種別ごとに「評価」を実施します。決められた評価表に基づき評価を行ったうえで、優先順位を判定し、当該結果を要望地区へ通知します。この通知は、あくまで評価の結果を明らかにするためのものであり、事業化する場合には別途、担当課から連絡をいたします。事業化を検討する箇所は、原則として「優先度が高い」に該当した箇所から選定します。

なお、「優先度が高い」と評価されても、他の大型事業や財政状況等により先送りになる場合があります。また、「優先度が低い」に区分された場合は、要望箇所周辺の状況や環境等に変化が見られない限り事業化は実質困難となります。一度提出していただいた箇所の要望は、毎年提出していただく必要はありません。